

トマス・ジェファソンの共和制論

清水忠重

Summary

Thomas Jefferson on Republic

Tadashige Shimizu

Thomas Jefferson's political theory was institutionalized into the American political system in Jacksonian era and became the basis of American democracy. In his theory, it is thought that the statesman should behavior faithfully according to the majority interests of the society and that he should obey the constituency's instructions rather than his own political belief or conscience. The obedience to majority rule is a supreme order and the minority is regarded as a kind of heretical group. From this viewpoint we can not expect such a theory that can defend the minority and prevent the tyranny of the majority.

はじめに

てよい。

トマス・ジェファソンは、このような中途半端な考え方はしなかつた。かれは人民の自治に十全の信頼をおく政治論を、貫して展開した。第一次大統領就任演説（一八〇一年三月四日）の中でかれは、「人間には

建国期アメリカの政治家のなかでも、トマス・ジェファソンは人民の自治に十全の信頼を置く立場を打ち出したという点で、もともと民主的な考え方をもっていた人物であった。かれ以外の、いわゆる建国の父祖たちは一方で王権を否定して人民主権を掲げつつも、他方では人民に正しい政治的判断が下せるかどうかを疑問視していた。そして権力の一点への集中（国王の專制政治）を否定しつつも、その対極ともいうべき無政府状態（暴民政治）にも恐れを抱いて、一種の心理的なディレンマに陥っていた。

人民の自治に対するこの不信感は、建国の父祖たちの人民観に由来しているといえる。「あらゆる共同体は、少数派と多数派に分かれている。

前者は富裕で生まれの良いひとびとであり、後者は人民大衆である。・

・（中略）・・・人民は狂暴でうつろいやすく、かれらがものごとを正しく判断したり、決定したりすることは稀である。それゆえ前者の階層に政府における確固とした恒久的な役割を与えよ」というアレクサンダー・ハミルトンの愚民觀からは普通選挙制を定着させようとする姿勢は出てこないのである。結局こうした立場からは、「政府の権力が人民に由来するということは原則として立てておきましょう。しかし人民には、かれらには自治能力がないのだということを・・・教えてやらねばなりません」⁽²⁾といったどっちつかずの立場しか出てきようがないといつ

自治をゆだねることはできないということが時折いわれます。それならば、他人の統治になら身をゆだねることができるというのでしょうか」⁽³⁾と反語的に問い合わせている。そして「人民自身こそ、政治を安心して託しうる唯一の受託者」⁽⁴⁾なのであり、「社会の究極的な権限の安全な寄託所は、人民自身をのぞいてありえないと思います」⁽⁵⁾という点を繰り返し強調した。また、「いかなる政府も人民の統制下に置かれないかぎり、うまくいくことはありますません」と述べて、政治を民意に深く基礎づけることが政府に強力な支持基盤をあたえる唯一の道であるという認識を示した。

ジェファソンが構想した民主主義的な政治制度論はやがてジャクソン時代にアメリカ・デモクラシーを特徴づける政治制度として根を下ろすことになる。かれがアメリカ民主政治の源流として位置づけられるゆえんはここにある。本稿では、ジェファソンの構想した政治制度論がどのような特徴を持っているか、その基底にはどのような理念が敷かれているかについて検討を加えることにしたい。

一、共和制論

ジェファソンはヴァージニア州憲法を修正すべきことを説いたある手

紙のなかで、憲法修正の目的を説明して、「わが憲法を共和主義的にすることによって、自治を確保すること」⁽⁷⁾にあると説いている。したがつてかれが共和主義（共和制）という言葉をどのような意味で使っているのかという点についてまずみておこう。ジョン・ティラー（John Taylor）にあてた手紙（一八一六年五月二八日付）のなかで、ジェファソンは共和制を次のように定義している。

「共和制（republic）」という言葉が各国語で非常に曖昧な使われかたをしていることは事実です。・・・・・（中略）・・・・・この言葉に正確で明確な観念をあたえるとするなら、いく端的にいっておきましょう。それは多数派の確立した規則にしたがつて、直接的にみずから行動する市民集団による政治のことである。そして他のすべての政府は、その政府がその機構のうちに、市民の直接行動というこの要素をどの程度もつているかに比例して共和主義的になる、と。そのような政府は空間と人口の非常に限られた狭い範囲のものに限定されるることは明らかです。わたしは、これがニューアイングランドのタウンシップの範囲以上の地域で実践することができるかどうかは疑問に思つております。この純粹な要素からはずれた最初の偏倚は——この純粹な要素は純粹な生命源である空氣と同様、これだけでは人間の生命を維持することはできません——、政府の権限が分割されていて、それぞれの権限がその職務のために選ばれた代表によつて行使される、あるいは選挙民の意思を代弁する義務が確実にはたせるよう短期間だけ選ばれた代表によつて行使されるようなものであるということになると思ひます。わたしは、この形態こそが純粹な共和国にもつとも近いものであり、國土が広く人口の

多い国でも実践可能なものだと思つております。・・・（中略）・・・市民による直接的で絶え間のない統制という状態から離れれば離れるほど、その政府は共和主義（republicanism）の要素をより少しあしか持ち合はせていないとどうことになります」⁽⁸⁾。

要するに共和制の純粹型といつのは直接民主制のことであり、これらははずれた偏倚として代議制民主主義を考えていることが分かる。おなじこの手紙のなかでジェファソンは、「政府の諸機關に対する人民の統制力がその政府の共和主義（republicanism）の度合をはかる指標」になるとし、「わたしはこれ以外の指標を知りません」と付言している。⁽⁹⁾

ティファリー（Isaac H. Tiffany）にあてた手紙（一八一九年四月四日付）の中でも、ジェファソンはおなじような論調で共和制を論じている。すなわち「純粹な共和国（a pure republic）」とは、成熟して健全な精神をそなえた成員のそれぞれが、社会問題に対処するに際して、平等な資格で直接参加する権利をもつてゐるような社会状態」のことである。しかし「そのような政治体制は、野営地や小さな村の範囲を越えたレギュルでは明らかに不可能」である。したがつて、より広範な行政区域では代議制を採用しなくてはならない。そしてその場合、民意が政治に反映される度合に応じて、その政体はそのぶんだけ共和主義的になる、と。要するに、直接民主制こそが共和制の純粹型であり政治本来のあるべき姿なのであるが、この政治形態は限られた狭い範囲でしか実践できないので、より広い行政区域では代議制民主主義を採用しなくてはならない。その場合、この代議制民主制という代替物がどこまで共和主義的であるのか、どれだけ純粹型に近いかどうかは、民意がどれほど率直にそ

の政体に反映されているかどうかで決まるというわけである。ジェファソンの共和制論を理解するためには、かれが純粹型と考えている直接民主制と、その代替物と見なしている代議制についてそれぞれみていかなくてはならない。

I] ウォード論

まず純粹の共和制（直接民主制）であるが、ジェファソンはカウンティというヴァージニアの現行の行政区画ではこれを実施するには広すぎて無理であり、もつと狭いウォードという単位に分割する必要があると考えていた。⁽¹⁾

ウォードの広さについては、ジョン・アダムズにあてた手紙の中で

「...」とくのカウンティをあなたがたのタウンシップとおなじように、五ないし六平方マイルのウォードに分割⁽¹²⁾するのがよいであろうと述べている。つまり「市民が召集された際、どの市民も直接に参加でき行動できるようなサイズ」⁽¹³⁾にするということである。

このようにコンパクトな行政単位を設定するならば、もし重要な問題が生じた場合、各ウォードの長（mayor）が全住民に召集をかけて、簡単なイエスかノーかの形で賛否を尋ねることができる。そして各々のウォードの声を集計していくならば、州内すべての住民の声を集めることができ。そうすれば、もの」とを決める場合、「全人民の声が公平、十分かつ平和裡に（fairly, fully, and peaceably）表明され論議されて、社会の共有理性（the common reason of the society）によって決定され

ることになる」⁽¹⁴⁾というわけである。

このウォードの構想は、住民ひとりひとりに地域行政の一翼を担わせることによって、かれらを政治の主体的な担い手に鍛え上げていくことを目指すものであった。ウォードが担うべき具体的な役割としてジェフesonは、「貧民の世話、道路管理、警察、選挙、陪審員の任命、身近な問題の裁判、民兵の基礎訓練」などを挙げている。こうした身近な役割をすべての住民に割り当てるなら、「...」とくの市民を政府の活動的な一員にして、もともと身近でもとも関心をひく官職にかれを就けることによって、市民を国の独立と共和主義的憲法にこの上なく強力な感情で結びつける⁽¹⁵⁾ことがである。そして住民を投票日だけでなく、毎日政治にかかわらせるようにしておけば、権力の篡奪者など現れようにも現れようがないということになる。すなわち、

「各田が自分の属するウォード共和国の、あるいはより上層の共和国の方向づけに参与し、自分は一年のうちの投票日だけではなく毎日政務に参与しているのだと感じているようなところでは、そして州内にある大小なんらかの議会の一員でないような人間がその州にひとりもいないようなときには、ひとはシーザーやボナパルトのような人物によつて白きらせたほうがまだましだと思うであります」⁽¹⁶⁾。

ウォードの構想は、政治を住民一人ひとりの日常生活にしっかりと根づかせ、各自が政治というものを自分の営利活動や家計に直接引き寄せ考えていかねええないような体制を作り上げることを目指すものであつた。カベルにあてた手紙のなかでジェファソンは、「ウォードとい

う基礎的共和国、カウンティ共和国、州の共和国、連邦の共和国」が漸次的な落差をもつた「権限の段階」を構成するような重層的な国政のありかたを描いている。すなわち、連邦政府には国防や対外関係をゆだね、州政府には公民権 (civil rights)、州法、警察の分野をゆだね、カウンティにはカウンティ・レヴェルのローカルな仕事をゆだね、ウォードには自治をおこなわせるというかたちで役割分担がおこなわれる。⁽¹⁸⁾ そしてウォード・レヴェルでは直接民主制が採用されて、基礎部分は人民の日常生活にしつかりと根づかせられ、より上層のカウンティ、州、連邦レヴェルでは代議制民主主義が採用される。共和国をこのように連邦レヴェルのもののか、その下位のものにまで段階的に分割、細分化することによりて、政治的権みを「みずから」の手による各自の農場経営 (the administration of every man's farm by himself) に行き着く」まで深く浸透させることができる。住民一人ひとりが政治を自分の日々の経済利害に直結したものとして意識せざるをえないような体制を作り上げようというわけである。

ジエファソンがウォードを構想するに際して手本にしたのは、ニューヨークランドのタウンシップであった。かれがタウンシップを高く評価するのは、大統領在職中に経験したある苦い思い出に由来していた。その思い出をカベルにあてた手紙のなかで、次のように述懐している。

「エンバーゴウの際、われわれはこの組織（タウンシップ——筆者）のもうエネルギーをいかに強力に感じさせられたことでありましょう。わたしは連邦政府の基盤がニューヨークランドのタウンシップによって、自分の足元で搖るがされるのを感じました。かれらの諸州には、全力を

傾けてからだと行動に突き進んでいかなかつたような者はひとりもいませんでした。そして他の諸州はすべてあの政策に賛成だということは分かっていたのですが、にもかかわらず、この小さな利己的少数派はその組織力によって連邦を支配することができたのです。中部や南部や西部のうどの大木のようなカウンティには一体なにができるでしょうか。カウンティ・ミーティングを開いてごらんなさい。コート・ハウスの、あるいはその周辺の酔っぱらった暇人なら集まるかも知れませんが、善良で勤勉なひとびとが普段出席するには距離があまりにも遠すぎます」⁽²⁰⁾

ジエファソンは、自分のエンバーゴウ政策に対するニューヨークランド人の反対が連邦全体の利益を見すえた大局的見地からなされたものではないとして、かれらを「利己的少数派」と否定的に呼んだのではあったが、しかしニューヨークランド人の驚くべき迅速かつ一致団結した反対行動には舌を巻き、羨望の念すら抱いたことがこの手紙から窺える。ジエファソンが南部にウォードというより小さい行政区画を導入し、直接民主制を根付かせようとしたのは、こうした日常利害に根ざした「利己的」行動のとれる人間を育成し、かつ住民の意向を迅速に政治に反映させることのできる議員を養成しようとしたからであったといえる。カベルにあてたこのおなじ手紙の中でジエファソンは、「カトーが『カルタゴは滅ぼすべきだある（Carthago delenda est）』という言葉を」と「一語の演説の終わりにもつてきましたように、わたしも『カウンティをウォードに分割せよ』という勧告で、ことごとくの意見を締めくることにしております」と述べている。ウォードはジエファソンの政治制度論の出発点であり、終着点であつたといつてよい。

三、代議制論

ウォードでは直接民主制を実施することができる。しかしより広い行政区域では代議制という間接的な方法がとられなくてはならない。代議制を採用し、なおかつ民意が正確に政治に反映させられるためには、いくつかの条件が満たされる必要がある。まず第一は、(白人男子)普通選挙制の実施である。

ジェファソンは対英戦争終結直後に書いたある手紙のなかで、ヴァージニア州の現行の政治制度には立法、行政、司法のあらゆる部門で共和主義に反するような遺物が残存しているという点を指摘した上で、参政権についても次のように言及して、ヴァージニアの現状を批判している。

「戦闘に従事し、税金を納めているわが同胞の半数は、あたかも社会といいうものがそこに住んでいる人間のためにではなく、土地のためにつくられているかのように、ヘロットのじとく參政権 (the rights of representation) から排除されております。つまり半数の者たちが、他の半数の者たちの権利と意思とを、合意も取りつけずに、代行しているのです」⁽²²⁾

ジェファソンは白人男子普通選挙制の実施を早くから考えていた。一七七六年にかれがヴァージニア州のために起草した憲法草案は、選挙資格について、「町に四分の一エーカーの土地を持つか、あるいは田舎に二十五エーカーの土地を持つ健全な精神をもつたすべての成年男子、なら

びに過去二年間政府に税金を納めているすべての住民は、かれらの代表の選出に際して一票を投じる権利をもつ」という規定を設けている。⁽²³⁾この規定は資格要件を定めているという点では制限選挙の考え方になっているが、しかしおなじこの憲法草案のまた別のくだりでジェファソンは、「五〇エーカーの土地を所有しておらず、かつて所有したことのない成年はことごとく五〇エーカーの土地を専有する資格を与えられる」べきであると説いており、州内の未専有の土地や没収した土地をこのためにあてるつもりであった。⁽²⁴⁾つまりかれの憲法草案は白人男子普通選挙制を直接的に表明したものとはなっていないが、含意としてはこれを提倡したものになっている。ジェファソンの草案は結局採択されるにはいたらなかつたが、一七七六年というきわめて早い時点で、かれがこうした斬新な理念をいち早く掲げているという点は注目に値するといえよう。ジェファソンは代議制を円滑に機能させるには、この白人男子普通選挙制とならんで、人口比例の原則にもとづいた議員配分、すなわち議員を住民人口に厳密に比例するかたちで配分するシステムを定着させるべきであると考えていた。住民の意見を、その頭数に見合うように、正確に政治に反映させるという考え方をとっているわけである。右にみたヴァージニア州憲法の草案ではジェファソンは、「各カウンティの州下院議員の数は、下院議員総数を三〇〇未満、一二五以上とした上で、そのカウンティの有権者数に比例して割り当てるものとする」という規定を設けている。また対英戦争直後に書いた手紙のなかでも、ヴァージニア州憲法は共和制の経験の浅い時期に作られたものなので、そこには「眞の共和主義的規範からの大幅な逸脱」がみられるとして、「公平な代表

(equal representation)」⁽²⁵⁾の原則（住民人口の多寡に正確に対応させるかたで議員を割り当てる方法）を実施するべきであると力説している。「政府は、それが民意を表現し、民意を実践しているのに比例して、その分だけ共和主義的なる」⁽²⁶⁾という立場からすれば、議員集団は民意全体の正確なミニチュアであるべきであり、実物はおなじ比率で縮小されねばならないことになる。人口比例の原則はジェファーソンの共和制論の当然の要請であった。

白人男子普通選挙制の実施、人口比例の議席配分の原則とならんとジェファーソンが重視したのは、民選制の原則、すなわち政府の役職をできるだけ人民の選挙にゆだねるようにするということである。ちなみにジェファーソンはヴァージニア州憲法の欠陥のひとつとして、州知事や上級裁判所の裁判官が人民によって選出されていないこという点を挙げている。⁽²⁷⁾

またこの民選制の場合、重要なのは人民の代理人（すなわち知事、州議会の両院議員、裁判官、シェリフのような地方官吏）の任期は短くしておかねばならないということである。代理人を選挙民の意向に忠実に従わせようと思えば、任期を短くして、選挙の洗礼を絶え間なく浴びさせたほうがよい。すなわち「かれら（社会を構成する個々人の集団）——筆者）自身が直接任命し、忠実でない振舞いかた（unfaithful conduct）をした際には、かれら自身の手でただちに罷免できるような代理人（⁽²⁸⁾）に政務をゆだねるようにしておいたほうがよい。「もしわが市民の精神的、物理的な状態が、政務にたずさわるべき有能で善良なひととを選出することができるような水準にあるとしますなら、短い間隔でくり

かえし選挙をおこなって、忠実でない下僕（an unfaithful servant）がいたとしても、そうした人物のたぐらむ悪事が手の打つようない事態にたちいたる前にかれを罷免することができるようにしておけば、十分にあります」⁽²⁹⁾というわけである。

このことは、代理人は選挙民の要望と利害に忠実に従って行動すべきであり、代理人個人の考えにもとづいて勝手に行動するべきではないに従うべき義務（the right of instructing representatives, and their duty to obey）⁽³⁰⁾とこう言ふ方をしてくる。「訓令」に従うことや、議員の「義務」とみなしているわけである。

ジェファーソンがヴァージニア州のために憲法草案を起草して、共和制論を展開しつつあつた頃、イギリスの思想家エドマンド・バークは例の有名な「アリストル選挙民への演説」を行つてゐる。そしてその中で、議員は地元選挙民の歓心が買えるかどうかといった見で行動するべきではなく、国家的な見地から、いや帝国全体の見地から行動するべきである、地元住民の直接的な利害を代弁したり、選挙民の訓令に従つて行動するなどもってのほかであるとした。おなじ代議制を採用するにしても、この制度を運用する精神は英米ではまったく異なっていたことが分かる。視野を限りなく上昇拡大させていくバークの見解は、政治的當為を限りなく下降させて、政治を地域住民の日常利害に根づかせ、「各自の農場經營に行き着く」まで深く浸透させてこなすとするジェファーソン的な志向とはまさに対照的であり、英米の政治風土のちがい、代議制論の

相違を如実に示しているといえる。

カーチヴァルにあてた手紙のなかでジェファソンはヴァージニア州憲

法を修正する際の骨子として、次の七点を挙げている。これはジェファ

ソンの共和制論を要約したものといえる。すなわち、

- (1) 普通選挙制。
- (2) 州議会における公平な代表。
- (3) 人民による知事の選出。
- (4) 人民の選挙によって選ばれる裁判官。
- (5) 人民の選挙によって選ばれる治安判事、陪審員、シェリフ。
- (6) ウォードの区分。
- (7) 州憲法の定期的な修正。⁽³⁴⁾

この中、(1)から(5)まで、すなわち(白人男子)普通選挙制、人口比例の原則による議員配分、民選制の原則は代議制民主主義に関する構想であり、これらはジャクソン時代に制度として定着することになる。また(6)は直接民主制に関するものであり、ジェファソンの共和制論の基礎をなすものである。

これらに対して、最後に挙がっている「(7) 州憲法の定期的な修正」は、一体どういう意味をもつてゐるのであるうか。これはまた以上見てきた政治制度論とどのようにかかわるのであるうか。以下、これらの点について見ておこう。

政治は地域住民の意向や利害を率直に反映したものでなくてはならないというのがジェファソンの持論であるが、かれはさらに一步踏み込んで、政治は(過去の世代や死者の、ではなく)現世代の意向を反映させなくてはならないと考えていた。そしてかれの政治制度論の根底には、独特の世代論が据えられていた。

ジョン・ティラーにあてた手紙(一八一六年五月二八日付)のなかでジェファソンは、世代といふものはすべて、「たんなる終身の小作人(but tenants for life)」に過ぎないのであって、いかなる世代といえど土地を永久に所有しつづけることはできないと述べている。

おなじようにカーチヴァルにあてた手紙(一八一六年七月一二日付)の中でも、「法律と制度は人間精神の進歩と手を携えて進まなくてはなりません」、古い制度に固執するのは、あたかも少年時代に着ていたコートを大人になってからも着せ続けるようなものであるとした上で、世代論を次のように展開している。ヨーロッパの死亡率表によれば、現在生きている成人のうちの過半数は、およそ一九年で死んでしまう。つまり一九年経てば新しい過半数、新しい世代が登場することになる。それぞれの世代は「それ自身のために、その世代自身の幸福の最善の促進策であると信じる政治形態を選択する権利」をもつてゐる。したがって一九ないし二〇年ごとにそうした修正が、各世代の多数派の意向を容れてなされるべきである、と。このあとジェファソンは次のようにヴァージ

四、世代論

ニアの現実に話題を切り替える。

「カーラー・ジニアの州憲法が作られて、すでに四〇年になります。おなじ死亡率表によりますと、この歳月のあいだに、憲法制定時の成人の三分の一はもう故人になってしまっていることが分かります。としますと、残りの三分の一の者たちは、いま現在成人の多数派を構成している他の三分の一の者たちを、自分たちの意思に従わせ、以前自分たちが作った法律に従わせる権利をはたして持っているのでありますよ。もし、

かれらが持っていないとしますと、だれが持っているのでありますよ。か。死者でしょうか。いや、死者は権利など持つてはおりません。かれらは存在していないのでありますて、存在していない者が、何かを所有することなどできません。物体がありもしないところに、出来事が起こるわけがありません。この有形の地球 (this corporeal globe) とその上にあるいはるゝものは、いま現在生身の肉体をもつてゐる住民 (its present corporeal inhabitants) のものなのでありますて、その世代が生存しているあいだだけかれらのものなのであります。現世代の者だけが自分自身の関心のおもむくところに従つて進み、その意向を盛った法律を表明する権利を持っております。そしてこの表明は、かれらのうちの多数派によつてのみなされることがあります。ですから、その多数派は会議に代表を派遣して、かれら自身にとって最善であると思えるようなものに憲法を作り上げる権利を持っております」⁽³⁸⁾

ソーンの政治制度論の根底には、こうした独特の世代論が敷かれていたことがわかる。そして、ジェファソンが定期的な憲法修正を提唱する理由

もこゝにある。あらゆる政治制度は、いま現に生きている世代の多数派の意向に従つてそのつど改変されていくべきであるという世代ごとの制度改変の考え方、憲法の定期的な修正の考え方は、システムとして定着するにはいたらなかつた。しかし生身の民意を政治に直接かつ絶え間なく反映させていこうとするジェファソンの思考の徹底ぶりがよく示されているといえよう。

おわりに

ジェファソンの共和制論が制度として定着した場合、どのような政治的雰囲気を生み出すことになるであろうか。かれの構想はどのような政治家を作り出すことになるであろうか。この点を最後にみておこう。

ジェファソンの構想が実現するのは、ジャクソン期になってである。対英戦争以前の時期はまだ名望家政治が余韻をとどめており、人民が名望家に敬意をはらい指導をあおぐことはあっても、名望家が人民から訓令を仰いだりすることはなかつた。役職は有力な名望家の家系によって代々受け継がれている場合が多く、かれらは公共への奉仕を義務として受け止めていた。また役職は無報酬であったが、名望家は他に収入の道をもつていていたので、人民にへつらう必要はなく、自分の信念に従つて行動することができた。政治に携わる者は党派心や私的利害を離れて、大所高所から判断するべきであるという考え方が理想とされていた。

しかしジャクソン期になると、白人男子普通選挙制、議員の人口比例配分、民選制の原則など、ジェファソンが建国期に構想したもののが制度

的に実現し、機能しはじめることになる。その結果、ジェファソンの共和制論に盛り込まれていた理念的な含意もまた全面開花をとげることになり、バークの理想視した議員像と異なることはもちろんのこと、かつての名望家とも違ったタイプの政治家たち、民意に忠実で地元選挙民の訓令に従うことを義務と心得て行動するような議員を大量に輩出することになる。

ジャクソン期に現出することになる政治的雰囲気の一端を、エイブラハム・リンカーンを例にとって見ておこう。一九世紀中葉のアメリカ政治を代表する練達の職業政治家リンカーンがその政治経験を開始し、手腕をきたえあげていったのは、ジャクソン期においてであった。一八三二年にリンカーンはイリノイ州の州議会下院議員に立候補した際、「サンガモ・カウンティのひとびとへ」と題する選挙向けの手書きのビラを配っている。この年かれは弱冠二三歳であり、このビラはかれが生涯で最初に書いた政治的な文書であった。このなかでリンカーンは内陸開発の問題、すなわち農産物を市場に出す輸送機関をどうするかという点を中心的に取り上げて、鉄道建設よりもサンガモ川の改修工事に資金をまわしたほうが得策であるということを、後年の卓越した論理力をほつひとつとさせる巧みな口調で論じている。⁽³⁹⁾ ところで、この文書が興味を引くのは、次のような言葉で締めくくられていることである。

「わたしは思うがままに、自分の見解を述べてみました。その中のあるものは、あるいはそのすべてが間違っているのかも知れません。しかしながら時折正しいほうが、始終間違っているよりはまだましであるという主義を旨としておりますので、わたしは自分の見解が誤っていること

が分かり次第、ただちにそれを撤回する所存であります」⁽⁴⁰⁾

この言葉に示されているのは、選挙民に正否の判断を仰ぎ、姿勢を正してもらおうとする謙虚な姿勢、語弊を恐れずにもつといえ、多数派世論に身をすり寄せていくこうとする一種の迎合性というべきものである。⁽⁴¹⁾ この「オポチュニズム」はリンカーン個人の特性というよりは、むしろ当時台頭してきた職業政治家一般の特性というべきものであり、ジェファソン的な共和制論の方向に人民主権の原理が浸透したばあい、政治家はおおかれすくなれ、こういう心的特性をおびざるをえないといえる。かれらは一昔まえの名望家のようには一定の資産を持ち、政治に携わらなくとも生活できるというタイプの人間ではない。かれらは政治を職業とし、政治に依って生計を立てているのであり、自分の存立を人民の票に負うている。したがって選挙民の支持をえて、選挙に勝つことが至上目的とならざるをえない。自分の信念を曲げるべらいなら、潔く政治から身を引くというわけにはいかないのであり、理念や原理に固執し、そういうもののために無料奉仕するというわけにもいかない。多数派の意向に自分の生存を負うていて、大衆の好みを臨機応変に追求し、人民はどう考えているか、多数派は何を望んでいるかに絶えず注意を払う必要がある。リンカーンの選挙ビラは職業政治家に課せられたそういうした役割を本能的に熟知したものであった。⁽⁴²⁾ いずれにしてもジェファソン的な構想のもとで民主化が押し進められた社会では、職業政治家が判断を仰ぐ規準は民意であり、そもそもとともに身近な地元選挙民の多数派の意向である。そして人民もまた代理人（政治家）が自分勝手な了見で動いたり、民意からそれた行動をしたりしないよう、つねに鋭い監視

の田を光らせているわけである。

しかしながら、多数派世論がこのように田滑に政治に反映されるようになったシステムのもとでは、今度は逆に多数派への安易な迎合が生じかねない。人間の頭数の優勢がすべてを決し、多数派の側に真理ありとして、頭数の多寡が正義・善惡の基準にとってかわる状況が生まれる」となる。ジャクソン期アメリカの異端児であった奴隸制廃止論者のガリソンは、リンクーンが指示を仰ごうとしている多数派なるものがいかに他人志向的であてにならないものであるか、社会の良識派と田されてゐるひとびとがいかに偏見に染まつた常識に浸りあつてゐるかを述べて、当時の精神状況を次のように糾弾してゐる。

「極悪人の意見やおこないを非難するには、勇気などこない。しかし立派で、善良なひととのおこないを非難し、かれらのものの考え方を弾劾するには、最高度の道徳的勇氣を要するといへる。人民大衆は、自分自身の意見を持つとする努力と責任を回避してしまつてゐる。かれらに之ての問題はなにが眞実かではなく、なにが一般受けしてゐるかであり、神はどう述べておられるかではなく、世論はどういふかであり、私の意見はどうかではなく、他人はどう考へてゐるかである」⁽⁴³⁾

ジェффersonは多数派の判断に全幅の信頼を置くことができたが、ジャクソン時代の改革者は多数派人民の判断力、かれらの頭脳と良心を楽観的に信頼するわけにはいかなかつたといえる。

白人男子普通選挙制の確立と職業政治家の台頭によって、多数派世論は円滑に汲み上げられるルートを見いだした。しかし、この政治制度の

もとでは少数派世論は十分に汲み上げられるにはいたくなかった。この状況に抗議するものとして登場してきたのが、ジャクソン期の改革者であった。奴隸制廃止論者のガリソンに代表される当時の改革者たちは多数派世論に刃向かい、「多数派の專制」にされるという試練に直面した。民主的政治制度の定着したデモクラシーの時代がこのように「改革の時代」でもあつたのは決して偶然ではない。多数派世論が職業政治家という代弁者を持つにいたつたように、少数派は多数派世論に異議申し立てをする改革者を必要としたのである。

注

(1) Henry Cabot Lodge, ed., *The Works of Alexander Hamilton* (New York : Haskell House Publishers Ltd., 1971), vol. I, p. 401.

(2) リチャード・ホフシュタット著『アーヴィング・セイモア・ベックナハ』(Jeremy Belknap) の翻譯。Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and the Men Who Made It*. (New York : Alfred A. Knopf, Inc., 1948, 1973), pp. 6-7.

(3) Merrill D. Peterson, ed., *Thomas Jefferson Writings* (New York : Literary Classics of the United States, Inc., 1984), p. 493.

(4) ジャバース・ジャービス著『丹波健一訳』『セントジリアン』(新潮文庫, 昭和四十一年)、二六七頁。

(5) ジャバース・ジャービス (Jarvis) 着の手紙 (一八一一年)。Saul K. Padover, ed., *Thomas Jefferson on Democracy* (New York : The New American Library, 1954), p. 89.

(6) フランク・トマーズ著の手紙 (一八一九年)。Ibid., p. 23.

ジェффersonはまた參政権の拡大について、つねのように述べてゐる。「われわれは、參政権を人民のなかの富裕な一部の人々だけに限定するのを望んで、政治の腐敗が抑制され得ることだと考えられてきたが、腐敗を

もたふす手段に反抗するよりは、部分にまで參政権を拡大する方が、より効果的に腐敗を防止するに成る。シムハーバー、前掲

書「一ノ木へ」。

(7) サムエル・カーチェヴァル (Samuel Kercheval) の手紙 (一八一六年七月二日付)。Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1400.

(8) *Ibid.*, pp. 1392-1393.

(9) *Ibid.*, p. 1394.

(10) Edward Dumbauld, ed., *The Political Writings of Thomas Jefferson. Representative Selections.* (New York : The Library Arts Press, 1955), p. 55.

(11) ニューカレルは闇の構想をシムハーバー・トマス・カーチェヴァルの手紙 (一八一六年一〇月二日付) (Peterson, ed., *op. cit.*, pp. 1304-1310)、ヤーキス (Joseph C. Cabell) おいての手紙 (一八一六年一月二日付) (*Ibid.*, pp. 1377-1381)、カーチェヴァルおいての手紙 (一八一六年七月二日付) (*Ibid.*, pp. 1395-1403) と並記してある。したがって、次の論述の

○[1]の手紙はそのもの。

(12) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1308.

(13) カーチェヴァルおいての手紙。 *Ibid.*, p. 1399.

(14) *Ibid.*, p. 1403.

(15) ヤーキスおいての手紙。 *Ibid.*, p. 1308. カーチェヴァルおいての手紙では、このウォーム・ズムの想いが記載されている。

(16) カーチェヴァルおいての手紙。 *Ibid.*, p. 1399.

(17) カーチェヴァルおいての手紙。 *Ibid.*, p. 1390.

(18) *Ibid.*, p. 1380.

(19) *Ibid.*, p. 1380.

(20) カーチェヴァルおいての手紙。一八一六年。 *Ibid.*, p. 1381. シムハーバンはカーチェヴァルにあてた手紙では、「このウォームはヨーロッパ人ではタウンシップと呼ばれてゐるものであり、かれらの政治の活力原理となつておらぬ。これが自決を完全に実践し、かつ維持していくにあたつて、人間の英知がかつて擧出したなかでも、とも賢明な考案物であるところといふことはすでに実証済みであります」と述べて、タウンシップの卓越性を手放さず

賞賛している。 *Ibid.*, p. 1399.

(21) *Ibid.*, p. 1381.

(22) ジョン・テイラー (John Taylor) おいての手紙 (一八一六年五月二日付)。 *Ibid.*, p. 1393.

(23) ジョン・テイラー (John Taylor) おいての手紙 (一八一六年五月二日付)。 *Ibid.*, p. 1393.

(24) ジョン・テイラー (John Taylor) おいての手紙 (一八一六年五月二日付)。 *Ibid.*, p. 1393.

(25) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 338.

(26) ジョン・テイラーおいての手紙。 *Ibid.*, p. 339.

(27) カーチェヴァルおいての手紙 (一八一六年七月二日付)。 *Ibid.*, pp. 1395-96.

(28) カーチェヴァルおいての手紙。 *Ibid.*, p. 1396. シムハーバンは、この手紙の箇所のすぐあとで次のように述べてゐる。「政府は、これを構成する各成員が、成員みずから手で選び、成員に対して責任をもつべき短い任期の代

表を通じて（つまり成員自身が行動するのではありません。市や小ぢな

ウンシップの領域を越えたところでは、それは不可能で）、政務の方回りで

けに平等な発言権をもつて度合は比較して共和国主義的にならぬか）。*Ibid.*, p. 1396.

たおじゅう・アダムズも、「代議制議会は人民全体を縮小したその正確な肖像画（an exact portrait, in miniature, of the people at large）」でな

くてはならぬこと、「肖像画の完全なまゝ、その類似性にある」とこう主張を繰り返している。つまりいへじた見解は、建国期のアメリカの政治制度論の特徴であるといふべき。Charles Francis Adams, ed., *The Works of John Adams, Second President of the United States*. (Boston: Charles C. Little and James Brown, 1851), Vol. IV, pp. 205, 284.

(29) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1397.

(30) ハーマン・ルードバーグ (Dupont de Nemours) の手紙 (一七八二年一〇月一八日付)。*Ibid.*, p. 1385.

(31) ハーマン・アダムズあての手紙 (一七八二年一〇月一八日付)。*Ibid.*, p. 1310.

(32) これはジョン・ハイラーから「政治の諸原理の研究」という書物を贈られた際に書いた札状（一七八一年五月一八日付）に出てくる表現である。ハイラーはティトナーの著書が選挙民の権利と議員の義務については明快に論じてゐるとして、手放しの賞賛を贈つてゐる。*Ibid.*, p. 1392. なお、この選挙民が議員に指示を与へねば、慣習は「こゝだば、ベーナー」と・ゲイリン（田中和子訳）『アメリカ政治の起源』（東京大学出版会、一九七五年）、一一二—一〇頁も参照。

(33) ベークは議員が地元の選挙民と緊密に提携、交流して、意思の疎通をはかることは大切なことであるとしている。これに続けて、「しかししかば偏見に蒙るわれない意見、成熟した判断、知性に裏打ちされた良心を、諸君のために、誰かのために、現存する一特定グループのために犠牲にする」心があつてはなりません」と述べている。そして議員は自分の判断が正しこかどつかの確信を、地元選挙民の歓心が買えるかどつかった点から弓を出すのでもなければ、法律や憲法から弓を出さないでよい。結局、自分の政治的決断を神から委ねられたもの（a trust from Providence）と

して取扱はせぬべきである」と、大衆迎合的な姿勢を退けてゐる。

Edmund Burke, 'Speech to the Electors of Bristol' (1774) in Burke, *Speeches and Letters on American Affairs* (Everyman's Library edition, 1956), pp. 68-75.

ベークはまたいの演説のなかで、開拓話題を呼んだ訓令の問題を取り上げて、次のようは語つてゐる。

「権威主義的な訓令。すなわち、命令が發せられ、議員がこの命令に盲目的にかつ黙々と従つて投票」、その命令が、自分の判断力と良心がこの上もなく明析に確信せしめねば、いかに反するものであるにもかかわらず、その命令のために論陣を張らなくてはならないことば、いの国の法律のまゝたくあくかり短いなどといふのであり、それはわが憲法の全秩序と基調を根本的に誤解してゐるに起因してゐるといえます」（傍点、原文イタリック）*Ibid.*, p. 75.)

いにばはハーマンの政治論とは異質なものが端的なかたちで語られてゐる。議員はアリストテルによつて国家を、国家よりも帝国全体の見地を優先せねばきであり、視野の狭い地元選挙民の直接的な利害で判断を蒙らざればならない。地元民から發せられる訓令や命令に議員が縛られるなどといふことは論外であるといつてゐるわけで、選挙民を前にして、堂々として、この論陣を張つてゐる点に政治風土の違いを感じさせる。

(34) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1400.

(35) *Ibid.*, p. 1392.

(36) *Ibid.*, p. 1401.

(37) *Ibid.*, p. 1402.

(38) *Ibid.*, p. 1402.

(39) Roy P. Basler, ed., *The Collected Works of Abraham Lincoln* (New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press, 1953), Vol. I, pp. 5-9.

コーンカーンはこの選挙権を配つたあと、四月二一日にはアラモック・ホール戦争に志願し、七月の終わりに帰還している。投票日は八月六日だったのだが、選挙運動をする余裕はほとんどなかつたといふ。しかもリンク

ーンがニューセイレム選挙区の住民になったのはこのビラを配ったわずか半年あまり前のことであるから、地元にそれほど親密な人間関係をつくりあけていたとも思えない。事実かれはこのときには落選した。しかしニューセイレムでは、投じられた三〇〇票のうち、二七七票を獲得して、恐るべく支持をとりつけた。狭い範囲での地元民の要望を敏感に読み取ることにかけては抜群の嗅覚を持っていたらしい。この後一八三四年、二五歳のとき、リンカーンはイリノイ州下院議員に最高点で当選し、それ以後一八四九一五四年の数年間を除いて、全生涯を政治生活に捧げている。その意味でもリンカーンは一九世紀中葉を代表する職業政治家であったといえど。

(40) *Ibid.*, p. 8.

(41) 歴史家たちは從来、リンカーンのいへした態度を「オボチュニズム」(Horstader, *The American Political Tradition and the Men Who Made It*, p. 96) として叫葉で呼んできたが、この「オボチュニズム」はリンカーン個人の性格の問題としていふべきもの、むしろ政治制度のフレームのなかで解釈するべきである。山本幹雄『リンカーン 風化の像』(世界思想社、一九八四年)、七〇頁にも「人格的なオボチュニズム」、「立身の必須条件としての変幻なオボチュニズム」といった表現が出てくる。そしてリンカーンの人格を云々するような方向に議論を向けている。しかしリンカーンのいへした姿勢を性格論的に処理したり、個人道徳の次元で云々したりしてもあまり生産的な論議にはならないであろう。

(42) ジャクソン期のアメリカを観察したアレクサンダ・トックヴィルは『アメリカの民主政治』のなかで、次のように述べている。アメリカでは人権の原理が社会のすみすみにまでドラスティックなたちで浸透し、「妨げられる」となく、そのギリギリの論理的帰結にまで達している。「神が宇宙を支配しているのと同じように、人がアメリカの政治的世界を支配している。かれらはすべてのものとの原因であり、結果である。いふところのものがかれらに由来し、それらのものがかれらに吸収されねばならぬ。あたジャクソン期のリティリアン派の牧師チャーニングは、わが国

には票あつめと選挙のことしか考えない政治屋 (politicians) ばかりになつてしまつて、社会の恒久善を念頭に置き、原理にむかへこゝで行動する政治家 (statesmen) がなくなつてしまつた。政治家のタイプが小粒になつてしまつたと嘆いている。要あるは職業政治家が名望家にとつてかわつたむづからずである。William Ellery Channing, *Emancipation* (Boston, 1840. Reprint edition 1969 by Arno Press, Inc.), p. 79.

(43) William Lloyd Garrison, *Thoughts on African Colonization*. (Boston, 1832. New York : Arno Press and New York Times, 1968), p. 6.
(原稿整理一九九六年九月十九日)